

1 さらに諸外国の基準として米国等の事情が検討された。

削除: の一例

2 米国においては、F D A 諮問委員会の決定によって影響を受ける組織（企  
3 業等）から過去1年以内に5万ドル以上の不適格な経済的利益を受けている  
4 場合は、原則としてF D A 諮問委員会へ参加できないことなどを定めた  
5 「利益相反及びF D A 諮問委員会への参加の適格性を判断するための手順  
6 に関するガイダンス（案）」が平成19年3月に示されている。また、欧洲  
7 における同種の利益相反ルールにおいて、審議不参加の基準となる寄附  
8 金・契約金等の額は5万ユーロが目安とされている。現在の申し合わせは、  
9 これらの内容も参考にして決定されたところである。

削除: および

10 その後、米国の当該ガイダンス（案）は、一部修正の上、平成20年8  
11 月に正式なガイダンスとして制定されたが、不適格な経済的利益の目安と  
12 しての「5万ドル」という金額は変更されなかった。

削除: おり、

削除: そ

13 なお、欧米においては、関連する組織への寄附金・契約金等も対象とさ  
14 れる一方、申告対象とすべき寄附金・契約金等は、個別品目ベースとされ  
15 ている。一方、我が国の申し合わせでは、個別品目によるのではなく、およ  
16 そどのような審議対象であれ、それに関連する企業からの寄附金・契約  
17 金等の金額をすべて申告対象とされている。

削除: 米国

削除: (

削除: して

削除: 点で厳しいルールとなって  
いる)

### ③ 現時点における考え方

20 上記の申し合わせの運用状況から見て、申し合わせは分科会運営の中立  
21 性・公平性の確保のために一定の機能を果たしていると考えられる。ただし、  
22 退室した委員数や、出席委員数と定足数の関係等から見て、部会等の  
23 運営が困難な事例も見られたことも踏まえ、今後も運用状況を注意深く見  
24 守る必要がある。

削除: された

25 今回の検証は、申し合わせの運用開始から1年を経過しない短期間で行  
26 ったものであることから、今後も引き続き運用状況の評価を行っていくこ  
27 とが適当である。

### (3) 残された課題について

30 本委員会では、申し合わせを策定する際に将来的に検討すべき課題として  
31 残されたものを検討するとともに、それ以外に新たな課題があるか否かにつ  
32 いても検討を行った。以下は、それら論点ごとの検討結果である。

削除: 、

削除: 何らかの

削除: の要約

#### 1) 対象とする寄附金・契約金等の範囲

##### ① 現状と論点

34 申し合わせでは、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるい  
35 わゆる奨学寄附金についても、寄附金・契約金等に含まれ、申告対象と